

令和6年10月分（12月支給分）より

児童手当の制度が変わります！！

●主な改正内容

- (1) 高校生年代まで支給期間が延長されます
- (2) 所得制限が撤廃されます
- (3) 多子加算（第3子以降）の増額と算定対象の拡大
- (4) 支給月が年6回に変更されます

	（改正前） 令和6年9月分まで	《改正後》 令和6年10月分以降
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童を養育している市内在住の方	高校生年代までの国内に住所を有する児童を養育している市内在住の方
手当月額	<ul style="list-style-type: none">・3歳未満：15,000円・3歳から小学校修了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円・中学生：10,000円・所得制限限度額以上：5,000円 ※所得上限限度額以上は支給なし	<ul style="list-style-type: none">・<u>3歳未満</u> 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円・<u>3歳から高校生年代まで</u> 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円
所得制限	あり 所得制限限度額以上、上限限度額未満は特例給付 所得上限限度額以上は支給なし	なし
支払期月	年3回（2月、6月、10月）	年6回（偶数月）
第3子以降増額のカウント対象	0歳～18歳年度末までの子 (18歳到達後の最初の年度末までの子)	0歳～22歳年度末までの子 (22歳到達後の最初の年度末までの子) ※大学生年代については、生計費などの経済的負担が生じている場合に限る